

## ○令和 2 年 12 月定例会 和歌山県議会定例会会議録

(令和 2 年 12 月 8 日)

【中本 浩精 議員 (自由民主党県議団) 質問】

最後に、IR 誘致についてお尋ねいたします。

IR については、滞在型観光の核として、本県の観光振興、雇用の増加に貢献し、地域経済活性化の起爆剤となり得、ひいては人口減少の抑制も大いに期待できるものと捉え、我が自民党はその誘致を全面的に支援しているところです。

また、去る 6 月定例会の藤山議員の質問に対し、知事から、IR は新型コロナ終息後の県経済復興メニューの一つとして有効と考えている旨の御答弁をいただき、誠にそのとおりだと考えております。

さて、10 月 9 日に国の IR 基本方針案が修正の上、再度 1 か月間のパブリックコメントに付されたことを受け、県では、3 月 30 日から始めた事業者公募の提案審査書類の提出期限を 10 月 19 日から来年 1 月 15 日まで延長されました。

さあ、ようやく公募を締め切って事業者を選ぼうとしていた矢先に国のスケジュールが延長されたことについては大変残念な思いもありますが、世界的なコロナ禍での国の判断を尊重し、新たなスケジュールを構築して粛々と事務を進める県当局におかれては、引き続き、誘致実現のために頑張ってくださいと思います。

国の基本方針案の修正点としては、カジノ管理委員会から指摘のあった IR 事業者のコンプライアンスの確保、IR 事業者と自治体職員との接触ルールの設定、自治体の行うギャンブル等依存症対策の充実、感染症を含む IR 区域・施設の安全確保の 4 項目及び認定申請期間の 9 か月の延期だと理解しています。

内容を吟味すると、カジノ管理委員会から指摘のあった 4 項目については、3 月に公表した本県の実施方針案にある程度記載されていたものであり、修正された実施方針案を見させていただきましたが、それほど大幅な修正、変更はなかったものと考えております。

ただ、認定申請期間の 9 か月の延長については、本県の事業者選定スケジュールに大きな変更をもたらす結果となりました。

そこで、2 点お伺いいたします。

まず、県では、この基本方針案の修正を受けて、本年 10 月 19 日としていた提案審査書類の提出期限を来年 1 月 15 日に、約 3 か月延期したわけですが、どのような考え方で来年 1 月 15 日という新たな期限を設定したのか、企画部長にお尋ねいたします。

次に、事業者提案の締切りを来年 1 月 15 日とする新たなスケジュールで仕切り直しをされたわけですが、私としては、和歌山県が誘致競争の先頭を走っていたこともあり、国のスケジュールの延期に伴う公募期間の延長は、本県の誘致レース上の優位性を損ねる可能性があるのではないかと非常に危惧しております。このことに対する知事のお考えと、改めて IR 誘致にかける思い、決意をお伺いいたします。

【企画部長答弁】

事業者公募における提案審査書類等の提出期限につきましては、事業者の提案内容の修正機会の確保及び国の基本方針の確定時期という二つの観点から検討を行いました。

まず、事業者の提案内容の修正機会の確保につきましては、10 月 9 日に国の基本方針案が修正の上、パブリックコメントに付されたことに伴い、本県の実施方針案及び募集要項等を修正しました結果、それに応じて、事業者提案内容の修正機会を与える必要が生じ、その期間を約 3 か月と見込んだところでございます。

次に、国の基本方針の確定時期につきましては、さきにパブリックコメントに付された IR 整備法施行令がパブリックコメント開始の日から約 2 か月で確定した事例を参考に、基本方針の確定時期を本年 12 月中と想定し、その上で、基本方針が確定する前に提案審査書類等を受け取るリスクを避けるために、提出期限を 1 月以降に設定することが適切と判断したところでございます。

これらの検討結果を勘案しまして、来年 1 月 15 日を提案審査書類等の提出期限に設定いたしました。

【知事答弁】

まず、県では、事業者公募の開始以降、国に対して、その都度その都度、スケジュールの変更はないのですかという確認の上、それじゃあという事務を進めてきたわけでございますので、にもかかわらず国が基本方針を修正して、認定申請期間を9か月も延長した、延期したというのは本県のスケジュールに影響が出たわけで、誠に遺憾であります。

ただ、国がお決めになったことで、我々はそれに従ってやらないといけないということなんで、県としては、新たなスケジュールに沿って粛々と手続を進めていく所存であります。

議員御発言のとおり、確かに誘致自治体の中で本県が唯一、手続面できちんとフォローしていて、先行していたのは事実でございますけれども、だからといって、実はそれ自体に優位性があるわけではございませんので、本県のみが例えば事業者選定を終えて、いち早く区域整備計画を国に提出しても、その計画が国の求める基準に達しておりませんと、国が区域認定してあげないということもあるわけでございます。

したがいまして、県としては、今回延期された9か月について、事業者の事業計画や、区域整備計画のブラッシュアップに充てる期間と前向きに捉えまして、この期間を生かして、より優れた計画を作成することに注力していきたいと考えております。

IRには、経済波及効果や雇用創出効果など、本県にとって大きなメリットがありまして、また、うまく規制をしないといけません、それをやることによってギャンブル依存症などの弊害を防止できるということは、シンガポールをはじめ諸外国の先例で明らかであります。

また、図らずも、新型コロナウイルス感染症終息後の県経済復興のためのメニューというかエンジンというか、そういうものの大きな一つとなることから、引き続き強力で推進していきたいと思っております。

今回のスケジュール延期により、大阪・関西万博には間に合わなくなりました。しかし、和歌山県に関しては、区域認定をいただければすぐに着工が可能であるような条件が整っておりますので、日本で最初のIRを開業することができると思っております、これを目指していきたいと考えます。

(令和 2 年 12 月 11 日)

【奥村 規子 議員 (日本共産党県議団) 質問】

カジノを含む IR 誘致についてお尋ねをします。

今、何よりもまず優先すべきなのは、先ほどからお聞きしたように、新型コロナの感染拡大を抑えて、検査、診療体制を整備することであり、県として、人の配置もお金もカジノ誘致につき込むことはやめ、新型コロナ対策に回すべきだと考える立場から御質問をしたいと思います。

県は、誘致に向かって、国の基本方針改定案を受けて県の IR 設置運営事業実施方針案を見直し、事業者の選定、さらには協定に進もうとしています。その IR 計画の危険性と県の将来にわたる負担についてお尋ねをします。

一つ目は、IR 候補地における地震・津波対策についてお尋ねをいたします。

南海、東南海、東海の 3 連動地震の発生について、今後 30 年間に 70 から 80%と評価されています。県はカジノの開業を 2026 年と予定しているようですが、そうなれば、事業期間の 40 年の間に大きな地震と津波が発生して、県土の海岸部に大きな被害を与えることが心配されます。

和歌山マリーナシティは、陸と 2 本の橋で結ばれているだけです。津波の高さは実際は何メートルになるかは分かりませんが、和歌山マリーナシティから陸に向かって大勢の人が避難しなければなりません。

今年 8 月に湯浅町で業者が行った、IR 施設に来るとすれば、1 日当たり平均で 3 万 5000 人ということになります。それほどの人数が和歌山マリーナシティにいるときに大津波が襲来すれば、人命の安全を守るための対策が取れるのか、心配するのは当然だと思います。

そして、被災した IR 施設、カジノ施設の復旧に県民の税金がつき込まれるような事態は避けなければならないと考えます。

県土全体に地震と津波の被害が広がっているときに、県財政をカジノ業者への支援に使われるような可能性がある協定は結ぶべきではありません。

そこで、お聞きします。

3 連動地震や南海トラフ地震が発生した場合に、県は IR を来訪する人々の命を守る責任があると思いますが、そのために事業者に求めている条件は何でしょうか。防災対策、避難体制について、計画の中でどう義務づけていくのか、お聞きをいたします。企画部長にお尋ねいたします。

【企画部長答弁】

IR の誘致候補地である和歌山マリーナシティは、3 連動地震や南海トラフ地震発生時に津波による浸水被害を一定程度受けることが想定されていることから、本県では、募集要項において、特定複合観光施設の設置及び運営については、南海トラフ巨大地震等自然災害に対して強靱かつ「津波による死者ゼロ」を充足する施設及び運営とすることを事業者に求めており、当該条件に即した提案が事業者からなされるものと考えております。

なお、事業者の提案を踏まえた防災体制、避難体制につきましては、区域整備計画に記載することでその確実な履行を義務づけてまいります。

【奥村 規子 議員 質問】

今、企画部長のほうから答弁をいただき、「津波による死者ゼロ」を充足する施設を求めるといっていましたが、どういう施設なのでしょう。

また、集客人数は 1 日 3 万 5000 人といえば、旧海南市の人口にも及ぶほどの人数だと思います。果たしてどういった避難体制を取るのでしょうか。大変心配されるところです。

また、災害で被害を被った場合などについて、「IR 事業者は、不可抗力によって和歌山 IR の全部又は一部を実施することができなくなった場合、和歌山県に対して速やかに通知するとともに、復旧に向けて協議する。和歌山県は、IR 事業者による復旧及び継続に最大限協力する」となっています。この点についても心配するところです。県が復旧継続に最大限努力するということが、県財政からカジノの復旧継続に税金が投入されるということではないでしょうか。企画部長に御答弁を求めます。

【企画部長答弁】

今、議員の御質問にありました復旧に最大限協力するということなんですけども、例えば和歌山マリーナシティが津波を受けて公共岸壁が壊れてしまうであろうとか、二つの橋が落ちてしまう、道路が損傷を受けるといった場合に、当然 IR 事業だけでなく、あそこには人も住んでおられますんで、そういったところに対して復旧のため財政負担が生じる、こういったことを意味しております。

【奥村 規子 議員 質問】

2 番目に、実施方針案の中で事業期間が 40 年間とされています。IR 区域整備法では、国土交通大臣による区域整備計画の認定の有効期間は、初めは 10 年であり、その後は 5 年とされています。そして、更新に当たっては、最初の認定時と同じく、県議会の議決や立地市町村の同意を得なければならないとされています。そうでありながら事業期間を県は 40 年とした理由についてお尋ねいたします。企画部長にお尋ねいたします。

【企画部長答弁】

国の基本方針案では、IR 誘致を行う都道府県において、長期間にわたって安定的で継続的な IR の運営を確保することが極めて重要な前提条件であるとされています。

本県の実施協定期間については、海外における先進事例、他の IR 誘致候補地における実施協定期間等を参考に検討を行いました。

まず、海外における先進事例ですが、日本とは制度が異なるため一概に比較はできないものの、巨大な複合観光施設である IR の建設には多額の初期投資が必要となり、その投資回収に一定の期間を要することなどから、例えばシンガポールでは土地の賃借権が 60 年、営業権が 30 年とされています。

また、他の IR 誘致候補地である大阪、長崎の実施方針案では、実施協定期間を 35 年間と定めております。これらの諸要素を勘案し、実施方針案において実施協定期間を 40 年間とお示したところです。

【奥村 規子 議員 質問】

次に、県の財政負担についてお尋ねいたします。

40 年間の事業期間中に IR 事業を中止せざるを得ない事由などが起こった場合に、県は財政負担を行うのかという問題です。

先ほど挙げた国の基本方針案では、IR 事業の継続が困難となる事由として、「IR 事業の業績不振、カジノ事業の免許が取得又は更新できない場合、国土交通大臣による区域整備計画の認定が取り消される場合又は認定の更新がなされない場合、災害の発生等が考えられる」として、「これらの想定される事由をできる限り具体的かつ網羅的に列挙した上で、それぞれの場合に都道府県等及び IR 事業者が採るべき措置を定めておくことが求められる」としています。

IR 事業を中止せざるを得ない事由が起こった場合を列挙して、それぞれの措置を決めておくことが必要だとされていると思います。その中には、区域整備計画の更新に際して、議会の議決や立地市の同意なくして更新されない場合もどう補償するのかということも含まれています。

ところが、実施方針では、「和歌山 IR の継続が困難となった場合の措置の詳細は、資産の処分方法も含め実施協定書（案）において示す」とされています。またリスクの分担の在り方についての項でも、「詳細については実施協定書（案）に示す」となっています。

実施協定書案の開示をお願いしたところ、全く 1 ページも明らかにされていませんから、これについて県としての考えをお聞きます。

IR 事業を中止せざるを得ない事由が起こった場合に、それぞれの事由によって県は財政負担を行うことがあるのかどうか、お尋ねいたします。企画部長にお聞きいたします。

#### 【企画部長答弁】

実施方針案では、「和歌山 IR におけるリスクは、実施協定等に特段の定めのない限り、IR 事業者が負う」としています。議員の御質問にありました例えば IR 事業の不振であるとか、カジノの免許が取れないとか、大部分の場合はもう全て IR 事業者がリスクを負えと、そういうふうを書いておるわけです。

ただ、例外的に和歌山県がリスクを分担することがある場合として、不可抗力事象が発生した場合並びに法令等変更及び特定条例等変更が行われた場合について記載しております。

まず、和歌山県及び IR 事業者のいずれの責めに帰すことができない自然災害または騒乱、暴動、その他の人為的な事象であって、和歌山 IR の実施に直接かつ不利な影響を与える等、いわゆる不可抗力事象が発生した場合、この場合も原則として、IR 事業者に生じた損害は事業者自らが負担することとしています。

ただ、先ほど議員の御質問にありましたように、本県では、このような場合、IR 事業者による復旧及び継続に最大限協力することとしており、事象によっては先ほど御説明したような合理的な範囲で財政負担が生じる可能性がございます。

次に、法令等が変更された場合、例えば国が IR 推進の方針を変更し、IR 制度を廃止するなどの法律の新設等が行われ、和歌山県または IR 事業者に損失が生じた場合には、IR 事業者が投資した費用については事業者が、県が投じた費用については県がおの負担すると、そういったこととなります。

また、県の方針転換、つまり IR が県と IR 事業者が共同で作成した区域整備計画に基づき順調に運営されており、IR 事業者に何ら瑕疵がないにもかかわらず、県が一方的に IR 事業を継続できないような条例を制定することなどにより、IR 事業者に損失が生じた場合には、こういった場合にはやはり IR 事業者に全く責めがないわけですから、県が一定の財政負担を行うというふうに書いております。

#### 【奥村 規子 議員 質問】

今、企画部長のほうから答弁をいただいて、県が財政負担を行う場合もあるという答弁だったと思います。区域認定を更新しない場合には事業者の損失を補償するとなると、計り知れない県の財政負担になるのではないのでしょうか。この点についても県民にきちんと説明をすべきではないかと思えます。

そして、実施方針案には明記せず、実際は県の負担を想定しているような計画はやめておくべきだということを指摘をして、次の質問に行かせていただきたいと思います。

次は、最後の項目ですが、知事にお尋ねいたします。

県は、県民への説明会で、IR 誘致について、経済波及効果や人口減少抑制の効果などを説明されてきました。9月議会において、市民団体からカジノ反対の署名が届けられたことについて、知事は「反対している人も代わりに再興策を示さないと、一人前の意見とは言えない」と発言をされました。

これまでも繰り返してきましたが、刑法で賭博行為が禁止されており、公益性を口実にカジノが解禁されたとしても、その害悪はなくなるものではありません。反対する人は、安心して住める地域という願いと対立するものとしてカジノを捉えているのです。「再興策を示さないと、一人前の意見とは言えない」というのは、カジノを経済振興の1方法としてしか見ず、その危険性をまともに見ない、すり替えではないのでしょうか。カジノに反対する県民の意見を切っ捨てするような態度は、県民の間に分断を持ち込むことになるのではないかと思います。その発言の撤回を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。知事にお尋ねいたします。

## 【知事答弁】

県では、これまでシンポジウムや説明会等で IR に関する正確な情報をお伝えするとともに、IR 誘致に反対されている方々の意見にも真摯に耳を傾け、寄せられた疑問や質問に対しても誠実に対応し、お答えし、御不安や御懸念を払拭するための手だてを十分に取ることを具体的に説明してきたところであります。

また、頂いた署名については、賛成・反対にかかわらず、県民の皆様のお意思であり、もとより謙虚に受け止めているところでございます。また、この議会をはじめ、あらゆるところの議論に対しても、頭ごなしに聞かないなどというようなことを言った覚えは全くないし、そういうつもりもございません。

9月議会で奥村議員に対して申し上げたのは、どうしても反対だと心に固く決めていて、社会的リスクを排除するための手だてを十分に取ることを何度説明しても、県の危険予防措置などの説明のどの部分に問題があって、なぜ理解できないのか、どこが間違っているのか、どこが不十分なのか、そういうことを具体的に説明していただかない方々に対して、これはどうしようもないなあと感じることがございます。そういう具体的なことをおっしゃらないで、とにかく自分は納得できない、説明不足だというばかりに見えるような方は困ったなあというふうに思っておるわけです。

例えば、先ほどの田嶋部長の県負担の答弁がありました。これを聞いた後にもかかわらず、全くお聞きになっておられなかったかのような御発言がありましたが、これはどうかなあというふうに思っておるわけでございます。こういうときは、困ったなあというふうに私は思っております。

また、IR も和歌山を発展させるための政策の一つでございますから、IR でない方法で和歌山を発展させたいとお考えであれば、これは、IR に代わって雇用や将来の生活を守り、県の将来の発展に通じる代替案があればぜひ意見を頂戴したいという趣旨であって、今でもそのように思っております。

和歌山県の将来を考えたら、当然全ての人が考慮しないといけないことを指摘したのが何でいけないことなのかなあというふうに私は思っていて、これを撤回しろというのであれば、和歌山の将来を構想するなどと言っているのと同じでございますので、ここまでお聞きになったら、良識ある奥村議員は撤回しろというのを撤回されるのではないかなあというふうに考えます。

もうちょっと具体的に申し上げますと、奥村議員は、今、御発言で、IR のカジノ、これは刑法で賭博行為が禁止されておりということで論理を展開されました。賢明な奥村議員は違うというふうに私は信じてますが、現に、IR 整備法で認められたものは刑法の禁止の対象外なんですよということを国会で議決された法律で決まっておるということを全く理解しないで、私に現に、刑法違反はやめなさいとかなんかいうことを言ってこられる人がいらっしゃるなどはその一例なんでございます。

また、最後に、危険性をまともに見ない、すり替えだというふうにおっしゃいましたけども、私たちは人後に落ちないほど、何もしないと危ない、賭け事は何もしないと危ないということについてまともに見ているからこそ、こういう工夫を法律ではされていますから、かなりいいですよとか、あるいは、県では、それにプラスアルファしてこういう運営でやりますから完璧ですよとか、世界一の水準だと思われるような危険予防策を考えて提案、発表して、何度も説明してるわけですが、いきなり、すり替えでけしからんと言われたら、ちょっと立つ瀬がないなあというふうに思うわけでございます。

なお、一人前という言葉を上げました。これは、県知事である私とか、県の将来を考えられる県議会の議員さんとか、そういう方はやっぱりそういうことを一人前でなけりゃいけないということが求められると私は思います。ただ、県民の一人一人が全部同じことを求められるというわけではないと私も思います。したがって、反対をしてはいけないなどということは言っておりません。ただ、その際も、繰り返しになりますが、県の提案のどこが間違っておるか、どこが不十分だったのか、これ、おかしいじゃないかというようなことをぜひ具体的に言ってほしいんだなあというふうに強く願望しております。